

参考 10 国勢調査結果の活用事例

Reference 10. Usage Example of Results of Population Census

各種法令に基づく利用

1 衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成 6 年法律第 3 号）

◆選挙区の改定（第 3 条）

衆議院議員選挙区画定審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を調査審議し、必要と認められるときは内閣総理大臣に改定案を勧告することとされている。改定案の作成に当たって、各選挙区の人口は「最近の国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項の規定により行われる国勢調査に限る。）の結果による日本国民の人口」を用いることが定められている。

2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

◆地方自治法で用いる人口（第 254 条）

地方自治法で用いる「人口」は「官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口」と定められている。

◆「人口」を要件として定めている主なもの

市となるための要件（第 8 条）

指定都市、中核市となるための要件（第 252 条の 19、第 252 条の 22）等

3 地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）

◆地方交付税交付額の算定（第 12 条）

地方交付税交付額（普通交付税）を決める基となる地方行政に必要な各種経費の算定において、国勢調査の調査結果である「都市計画区域における人口」、「人口」、「町村部人口」、「市部人口」、「六十五歳以上人口」、「七十五歳以上人口」、「林業及び水産業の従業者数」、「世帯数」を用いることが定められている。

4 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）

◆過疎地域の認定（第 2 条）

過疎地域自立促進特別措置法による「過疎地域」として認定されるための要件は国勢調査の結果を基にした市町村の 35 年間の人口減少率が一定の基準を超えた場合等と定められている。

5 政党助成法（平成 6 年法律第 5 号）

◆政党交付金の算出（第 7 条）

政党へ交付する政党交付金の総額を求めるために「基準日における人口（基準日の直近において官報で公示された国勢調査の結果による確定数をいう。）」を用いることが定められている。

6 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）

◆無人航空機の飛行禁止空域（第 132 条の 85、航空法施行規則第 236 条の 72）

航空法第 132 条の 85 で無人航空機（ドローン）の飛行の禁止空域を定め、このうち、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域として「国勢調査の結果による人口集中地区」を用いることが規定されている。

※ 上記以外にも地方税法、公職選挙法、都市計画法施行令、農村地域工業等導入促進法施行令、災害対策基本法施行令、交通安全対策特別交付金等に関する政令、低開発地域工業開発促進法施行令、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令、地方揮発油譲与税法施行規則など、多くの法令で国勢調査の結果を用いることが定められている。

行政上の施策への利用

1 少子・高齢化関連

◆子ども・子育てビジョンの策定

人口減少社会の現状を把握するために年齢階級別人口が利用されている。

◆年金・医療費

今後の年金や医療費の負担と給付について審議する場で国勢調査の結果や国勢調査の結果を基に推計した将来推計人口が基礎資料として利用されている。

◆生き方・ライフスタイルの変化による社会福祉制度等への影響の検討
年齢階級別の未婚率が利用されている。

◆高齢者福祉問題

高齢者福祉を検討する際に一人暮らしの高齢者の数が基礎資料として利用されている。

◆子育て環境の充実

保育所等の子育て関連施設の充実度を測る指標に就学前の人口（0～5歳人口＋6歳人口の半分）が利用されている。

2 防災関連

◆防災計画の策定

人口、人口密度、人口分布（都市部では昼間人口）等が基礎資料となっている。

◆災害復興計画の策定

- ・新潟県中越沖地震の復興プランを策定するための基礎資料として利用された。
- ・東日本大震災の被害地域の状況を把握し、復興計画の立案をするための資料として利用されている。

◆被害予測

- ・町丁・字等データを利用した被災地の避難人口の推計
- ・火山の噴火を想定した防災マップの作成の基礎資料
- ・洪水の被害予測の基礎資料

◆被害予測システムの開発

建物被害、人的被害、火災に関する被害を推定対象とする「簡易型地震被害想定システム」（消防庁）において、人口総数、世帯総数、住宅の建て方別住宅に住む一般世帯数のデータが利用されている。

3 行政上の計画の策定

◆国土開発

- ・ 長期的な国土づくりの指針を示す「国土形成計画」の策定や国土計画の在り方・課題を検討する国土審議会における基礎資料として利用されている。
- ・ 国土利用計画法に基づく全国、都道府県、市町村計画を策定するための基礎資料として人口や小地域集計の結果が利用されている。

※ このほかにも労働政策、産業政策、住宅政策、環境整備など、国勢調査の結果は多方面で利用されている。

国民経済計算の推計への利用

国勢調査の調査結果による世帯数や産業別雇用者数が国内総生産（GDP）等を計算する国民経済計算の推計に用いられている。

具体的には、国民経済計算の中の経済活動別就業者数及び雇用者数は、国勢調査の結果による産業別、従業上の地位別の就業者数や雇用者数を基に推計されている。また、産業連関表の付帯表として作成され、雇用創出への波及効果シミュレーション等に利用されている雇用マトリクス（生産活動別職業別雇用者数表）は、国勢調査結果の産業、職業別の雇用者数を基に計算されている。

最近の白書等における分析での利用

各府省庁において行政課題とその対策を取りまとめた白書等による、現状の把握は欠かせないが、現状を把握する上で国勢調査の結果による「人口」に関するデータは高い頻度で利用されている。例えば、令和5年度「年次経済財政報告」（経済財政白書）、令和5年版「労働経済の分析」（労働経済白書）などで国勢調査の結果が利用されている。

学術研究等への利用

◆将来人口、世帯数の推計

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は国勢調査の結果を利用して将来人口の推計と世帯数の将来推計を行っている。将来人口の推計には男女、年齢（各歳）別人口、世帯数の将来推計には世帯主の男女、世帯主の年齢（5歳階級）、世帯の家族類型別の一般世帯数等が利用されている。

◆生命表の作成

平均寿命等を算出するための生命表の作成に年齢別人口が用いられている。

他の統計への利用

◆標本調査の調査区フレーム

総務省の労働力調査や家計調査を始め、消費動向調査（内閣府）、国民生活基礎調査（厚生労働省）等の各府省の統計調査の調査区フレームに利用されている。

◆標本設計

標本調査の調査客体を決定する際、国勢調査の結果を用いて標本設計が行われている。

◆他の統計で推計をする際のベンチマーク（指標）

標本調査で調査結果を推計する際のベンチマーク（指標）に利用されている。